

## 第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

- A 1 次の記述は、電波法の目的について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

この法律は、電波の □ A □ な利用を確保することによって、 □ B □ を目的とする。

- | A         | B              |
|-----------|----------------|
| 1 公平かつ能率的 | 無線通信の普及に寄与すること |
| 2 公平かつ能率的 | 公共の福祉を増進すること   |
| 3 有効かつ適正  | 無線通信の普及に寄与すること |
| 4 有効かつ適正  | 公共の福祉を増進すること   |

- A 2 船舶局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を申請し、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 工事設計が技術基準に適合しているか及び周波数の割当てが可能であるかについて審査を受けた後、総務大臣に無線局の免許を申請しなければならない。
- 3 無線設備を船舶に設置し、無線従事者を選任した後、総務大臣にその旨を届け出て無線局の免許を受けなければならない。
- 4 あらかじめ電波の型式、周波数及び空中線電力の指定を受けた後、総務大臣に無線局の免許を申請し、免許を受けなければならない。

- A 3 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの指示器について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

指示器は、次の条件に合致するものであること。

- (1) 表示面における不要の表示であって □ A □ 及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- (2) □ B □ を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）

- | A                 | B      |
|-------------------|--------|
| 1 雨雪によるもの         | 船首方向   |
| 2 雨雪によるもの         | 船舶の全方向 |
| 3 雨雪によるもの、海面によるもの | 船首方向   |
| 4 雨雪によるもの、海面によるもの | 船舶の全方向 |

- A 4 次の記述は、第四級海上無線通信士の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲について、電波法施行令の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）を行うことができる。

- (1) 船舶に施設する空中線電力 □ A □ 以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）
- (2) 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力 □ B □ 以下の無線設備（レーダーを除く。）
- (3) 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、 □ C □ アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作を行うことができる。

- | A        | B      | C   |
|----------|--------|-----|
| 1 125ワット | 250ワット | 第四級 |
| 2 125ワット | 250ワット | 第三級 |
| 3 250ワット | 125ワット | 第三級 |
| 4 250ワット | 125ワット | 第四級 |

A 5 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線局は、□Aに記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信  
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□B、識別信号、電波の型式及び周波数は、□A等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) □A等に記載されたものの範囲内であること。  
(2) 通信を行うため□Cであること。

無線局は、□Aに記載された□D内でなければ運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 無線局事項書	無線設備の設置場所	十分なもの	運用許容時間
2 無線局事項書	無線設備	必要最小のもの	運用義務時間
3 免許状	無線設備の設置場所	必要最小のもの	運用許容時間
4 免許状	無線設備	十分なもの	運用義務時間

A 6 次に掲げるもののうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合として、電波法に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験無線局を運用するとき。
- 2 実用化試験局を運用するとき。
- 3 無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。

A 7 次の記述は、船舶局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、□B若しくは時刻又は□Cについて、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	通信の順序	使用周波数若しくは空中線電力
2 航行中及び航行の準備中	通信方式	使用電波の型式若しくは周波数
3 航行中	通信の順序	使用電波の型式若しくは周波数
4 航行中	通信方式	使用周波数若しくは空中線電力

A 8 次の記述は、通報の送信速度等について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、□A行わなければならない。

遭難通信、緊急通信又は安全通信に係るの送信速度は、□Bでなければならない。

A	B
1 明りように発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 明りように発音して	受信者が筆記できる程度のもの
3 適度な速さで	原則として、1分間について50字を超えないもの
4 適度な速さで	受信者が筆記できる程度のもの

A 9 次の記述は、船舶局が無線電話により呼出し及び応答を行う場合の方法について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項（「呼出事項」という。）によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □ A
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 □ B

応答は、順次送信する次に掲げる事項（「応答事項」という。）によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □ C
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 □ D

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「□ E」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「□ E」の代わりに「お待ちください」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

	A	B	C	D	E
1	2回以下	1回	2回以下	1回	了解
2	2回以下	2回以下	2回以下	2回以下	どうぞ
3	3回以下	1回	3回以下	1回	了解
4	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下	どうぞ

A 10 緊急通信とは、どのような場合に行われる通信か、電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に関する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機の航路上に重大な障害が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A 11 次の記述は、海上移動業務における無線電話による遭難呼出しについて、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) □ A（又は「遭難」） 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出名称 3回

遭難呼出しは、□ B にあててはならない。

	A	B
1	メーデー	特定の無線局
2	メーデー	不特定の無線局
3	パン パン	特定の無線局
4	パン パン	不特定の無線局

A 12 船舶局が安全通信を受信したときとるべき措置として正しいものはどれか、無線局運用規則の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要に応じて安全通信の要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 直ちに付近を航行中の船舶の船舶局に対して安全通報を送信しなければならない。
- 3 直ちに安全通報の受信証を送信しなければならない。
- 4 遅滞なく、当該安全通信を受信した旨を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A 13 総務大臣が、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができるのはどの場合か、電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が、電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 免許人が、正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 3 免許人が、不正な手段により呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が、総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A 14 次の記述は、無線従事者免許証について述べたものである。電波法施行規則及び無線従事者規則の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 第四級海上無線通信士の資格を有する者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- 3 無線従事者は、総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されたときは、その停止の処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 5 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

B 1 次のアからオまでの記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信に使用する用語は、別表に定める業務用語でなければならない。
- イ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- ウ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- エ 無線通信は迅速に行うものとし、できる限り速い通信速度で行わなければならない。
- オ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

B 2 次の記述は、電波の発射前の措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□アに調整し、自局の発射しようとする電波の周波数□イによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び□ウを行う場合並びに□エ以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である□オは、この限りでない。

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1 無線局と通信を行う場合  | 2 非常の場合の無線通信   | 3 受信機を最良の感度    |
| 4 陸上移動業務       | 5 海上移動業務       | 6 送信機を最良の状態    |
| 7 及びそれに隣接する周波数 | 8 電波により通信を行う場合 | 9 その他必要と認める周波数 |
| 10 船位通報に関する通信  |                |                |

B 3 次の記述は、27, 524 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 156.8 MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号を送信する場合

イ 156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

ウ 27, 524 kHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号を送信する場合
- (4) 海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を除く。）を行う場合

エ 27, 524 kHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、1分以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

オ 27, 524 kHz又は156.8 MHzの周波数の電波により無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射を行ってはならない。

B 4 次の記述は、遭難通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、**ア**、直ちにこれに应答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある**イ**に対して**ウ**する等総務省令で定めるところにより**エ**に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は電波法第52条第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある**オ**を直ちに中止しなければならない。

- |                  |               |              |
|------------------|---------------|--------------|
| 1 現に通信中の場合を除いて   | 2 通報          | 3 遭難通信の宰領の通信 |
| 4 他の一切の無線通信に優先して | 5 無線機器の試験又は調整 | 6 救助の通信      |
| 7 救助を依頼          | 8 無線局         | 9 電波の発射      |
| 10 海上保安庁その他の救助機関 |               |              |

B 5 次のアからオまでに掲げるもののうち、臨時検査（電波法第73条第4項の検査）が行われる場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

イ 船舶局のある船舶に関し所有者、用途、総トン数、航行区域又は主たる停泊港を変更した旨の届出があったとき。

ウ 免許人の地位を承継した旨の届出があったとき。

エ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め臨時に電波の発射の停止を命じたとき。

オ 免許人が検査の結果について指示を受け、その指示に対する措置の内容を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告したとき。

B 6 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 免許人は、使用を終わった無線検査簿を当該無線局の免許の有効期間満了の日又は廃止の日まで保存しなければならない。

イ 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

ウ 義務船舶局において、無線局運用規則第5条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する無線設備の機能試験を行ったときは、その結果の詳細を無線検査簿に記載しなければならない。

エ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

オ 無線業務日誌に記載する時刻は、海岸局においては、中央標準時、船舶局においては、協定世界時（国際航海に従事しない船舶の船舶局であつて、協定世界時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとし、その旨表示すること。）とする。